

台風等異常気象時ならびに南海トラフ地震臨時情報における対応について

知立市では、在宅中に暴風警報が解除された場合の対応を以下のようにしています。また、気象庁では、南海トラフ付近で異常な現象が確認されたとき「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとし、令和元年5月31日から運用を開始しました。(令和7年5月に一部変更あり)

この内容に基づき、以下のように対応していきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

I 異常気象時における対応について

● 「特別警報」が名古屋地方気象台から知立市に発表された場合。

1 児童が登校する以前に、「特別警報」が発表された場合。

- (1) 登校しないで下さい。(学校は休校です)
- (2) 特別警報解除後も、学校からの連絡(きずなメール等による)があるまでは登校しないで下さい。

2 児童が登校した後に、「特別警報」が発表された場合。

- (1) 直ちに授業を中止し、気象及び通学路の状況を見て、生徒の安全を確保する最善の対応(学校待機、保護者への引き渡し等)を迅速に行います。
- (2) 学校待機とした場合、特別警報解除後も、安全と判断できるまで下校を見合わせます。

● 暴風(暴風雪も同じ)警報」が名古屋地方気象台から知立市に発表された場合。

1 児童が登校する以前に、「暴風警報」が発表された場合。

- (1) 登校しないで下さい。(学校は休校です) →「解除」後の動きは3をご覧ください。

2 児童が登校した後に、「暴風警報」が発表された場合。

- (1) 気象及び通学路の状況等を見て、児童を安全に帰宅させることができると判断したときには、下校させるための措置をとり、直ちに下校させます。
- (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断したときには学校待機とし、安全と判断できるまで下校を見合わせます。

3 在宅中に、「暴風警報」が解除された場合。一午前6時の時点で解除されていない場合は休校とします。

● 「暴風警報」または「特別警報」は発表されないが、大雨等の異常気象により、児童の安全確保に困難が予想される場合。

- 1 登校前 危険と判断したら無理に登校しないで、家で待機し、その旨を学校に連絡して下さい。
- 2 登下校中 危険と思われる箇所があるときは、危険を避けて家に戻ります。
- 3 登校後 学校で状況を判断し、待機または引き渡しや職員の引率等で下校します。

II 地震に関する対応について

1 知立市において、**震度5弱以上の地震**が突発的に発生したとき

【登校前】授業は中止です。登校せず、家庭で安全を確保してください。

【登校後】授業は中止です。直ちに引き渡しを行います。事前に提出いただいた「緊急災害時児童引き渡しカード」に従って、児童の引き取りを行ってください。※きずなメールが送信できる状況なら、メールで連絡します。

2 知立市において、**震度4の地震**が発生したとき →原則通常授業を行います。

状況によっては、授業を中止する場合があります。※原則、きずなメールで連絡します。

3 知立市において、**震度1～3の地震**が発生したとき →通常授業を行います。

4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき →原則通常授業を行います。

校外学習は出発一時見合わせ、もしくは速やかな帰校準備をします。

5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき →通常通りの教育活動を行います。

校外学習は出発一時見合わせ、もしくは速やかな帰校準備をします。

6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき →原則通常授業を行います。

授業終了後は速やかに帰宅します。校外学習は延期(中止)、もしくは速やかな帰校準備をします。状況によっては、臨時休校及び授業を中止する場合があります。原則、きずなメールで連絡します。

7 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたとき →通常通りの教育活動を行います。

【確認】南海トラフ地震臨時情報は、地震予知情報ではありません。南海トラフの想定震源域等で、大きな地震が起きている場合にこの情報が出ます。